

平成29年3月31日

釜石市議会議長 佐々木 義昭 様

会派名 民政クラブ
報告者 遠藤 幸徳



会派合同視察報告書

2会派所属議員による視察報告を下記のとおり実施しましたので、報告いたします。

1. 視察項目： 新潟県三条市

- ① スマートウェルネス三条の概要について
- ② 健幸マイレージ事業の充実について

新潟県見附市

- ① 空き家対策条例について

2 視察日程： 平成29年2月1日（水）～2月3日（金）

3 参加者： 清流会 菊池 秀明 平野 弘之 佐々木 聡 大林 正英

民政クラブ 松坂 喜史 遠藤 幸徳



4 研修概要

新潟県三条市

研修日：平成29年2月2日 午前9時30分～午前11時25分

研修課題 健康寿命の延伸を図る先進事例を学ぶ。

- ① スマートウェルネス三条の概要について
- ② 健幸マイレージ事業の充実について

視察先対応者

市民部 地域経営課 コミュニティ推進係 係長 齋藤 真佐男

視察に取り上げた理由

少子高齢化が進む当市において、医療費負担は財政の大きな課題ではありますが、平均寿命の延伸よりも健康寿命の延伸が重要であります。健康寿命を延ばし、医療費負担の軽減を図ることを目標とした先進事例として三条市が視察研修に適した自治体である。超高齢化社会を見据えたまちづくりに先進的に取り組む三条市のスマートウェルネス三条の推進状況を視察し、来るべき超高齢化社会における市政の在り方を研修する。

三条市の概要

人口約10万人、新潟県の中央に位置し、北西部は信濃川による沖積平野。中世の鋳物師、近世の和釘・刃物鍛冶など伝統に裏付けられた金属産業のまちである。スマートウェルネス三条の推進として、①健康づくり施策②歩いて行動できる環境の整備③にぎわいの場の整備④高齢者の外出を促すにぎわいの創出に事業の重点を置き健康寿命の延伸を図っている。

【主な質疑応答】

Q 三条市が目指す高齢者が心も体も元気に過ごせる社会とは？

A 車での生活に慣れてしまっている。出来るだけ「歩くこと」を市民に促す工夫をした。具体例として「歩きたくなる道を考える市民会議」を開き市民の意向を吸い上げた。

Q 取り組みを進めるためのポイントは何か？

A 健康に対する意識調査結果から4割の人が「運動に取り組む意思はあるが活動はしていない」ことが分かり、この4割の人にターゲットをしぼった。
ここから、まずは歩いて外出するためのソフト、ハード事業に着手した。

Q 事業とは具体的に何か？

A ハード事業としては28年の春にまちなか交流広場「ステージえんがわ」をオープンして日常的な外出機会の創出を図った。ソフト事業は定期露店市、あさいちごはん、さんちゃん健康体操などを開催した。

Q 健幸マイレージとはどんな取り組みか？

A ボランティア活動や市のイベントなどへ参加して健幸マイレージ手帳にポイントをとめると素敵な商品がもらえる制度です。

三条市視察研修風景



三条市役所前にて



所感

三条市は市民の誰もが生涯にわたり「明るく、楽しく、元気よく」健康で幸せに暮らし続けるための基盤として、健康を軸としたまちづくりを進めております。健康寿命を延ばし、医療費負担の軽減を図ることを目標とし、74歳までを現役世代と捉え、それぞれの生活に応じた高齢者施策を展開している。高齢者が外出を容易にし、歩きたくなるような環境を整備し、自然と「歩いてしまう」まちづくりによる健幸の魅力づくりに努めている。また、生涯学習講座の提供や社会参加の機会の提供とあわせ、さまざまなボランティア活動等を通じた社会貢献の奨励や支援を行い、サービスを提供する側・される側双方の生きがいにつながるような仕組みを構築しており、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための取り組みは、超高齢化社会を見据えた当市においても参考となる視察研修でした。

新潟県見附市

2) 空き家対策条例について

研修日 : 平成29年2月2日 午後2時00分～2時55分

研修課題 空き家対策条例について

視察先対応者

市民生活課 小林智己(課長)、稲田忠義(係長)、野本博也(主任)

視察に取り上げた理由

ライフスタイルの多様化による核家族化や単独世帯化の進展などに加え、人口減少を伴う少子高齢化が加速したことにより、近年空き家が増加し、老朽危険空き家等の倒壊による地域住民への具体的危険が発生している。

そこで、所有者等による空き家の適正管理が行われ、利活用や危険な空き家の防止を促すことにより、新たな空き家の発生を抑制し、快適な生活環境の確保と活用ある地域づくりについて実績をあげておられる見附市を視察先に選定した。

見附市概要:

新潟県の中央部に位置し、市内には信濃川水系の刈谷田川が流れる(面積:99.9km²)。県内でも有数の田園地帯で、昔から農業と繊維産業を基幹産業として発展し、ニット製品の主産地として知られてきた。現在では、プラスチック・生産用機械・金属製品など多業種構成へと移行してきている。平成28年度より総合計画「スマートウェルネスみ

つけ」を10カ年計画で推進している。

人口：40,620人(男性19,636人)、13,703世帯(平成27年国勢調査)

【主な質疑応答】

Q 空き家バンクの利活用における賃貸と売買の割合は？

A 取扱件数8件、うち賃貸7、売買1。平成24年度までは実績無しであった。申請してきたのは町内会からのもの。

Q 条例の認知度は？

A 地権者の2/3が県外に居住している状況を把握しており、手紙や電話、訪問などを繰り返してきている。対応コストを算定したところ140時間/軒であった。このため司法書士による相談会を開催して所有者の調査を行った。補助制度にある『5万円以下の過料』は現状まで支払わせたことはない(この条文は「ふるさと美化条例」にあったもの)。

Q 老朽危険空き家の対象は？

A 雪で倒壊する恐れのある物件、豪雪地ならではの危険性。

Q 建物判定の結果は？

A 未解決23軒、うちレベル4(損壊割合50%以上の物件が4棟。当該資料は、国土交通省が平成27年5月に市町村が倒壊の恐れなどがある「特定空き家」を判断する際の参考基準を発表したガイドライン(*)から作成した。

(*) 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針

所感

近年、少子高齢化に伴い人口減少が著しく全国的に空き家対策が重要視されてきた。防犯、防災、環境保全や景観等の課題が取り上げられている。見附市においては独自の対策を組み入れた条例を制定している。危険状態にある空き家の基準を、内閣府の指針を参考に認定基準を作成し、危険空き家情報を庁内で共有し調査にあたっている。庁内横断的な組織体制で取り組んでいることは特記に値すると思いましたが。老朽危険空き家等の解体除去費補助制度を活用し空き家対策に努め、積雪による老朽空き家の倒壊事故に取り組んでいる。本市において空き家対策に対応するにあたり、認定基準の設定や解体の助成措置を視野に入れながら取り組むことが必要だと思います。今回の先進事例を参考に取り組んでいきたいと思っています。

見附市の研修風景



見附市役所前にて

